

Society of Interventional Radiology for Central Nervous System,
Head & Neck and Spine 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、Society of Interventional Radiology for Central Nervous System, Head & Neck and Spine と称する。略称を SIRCHS 研究会とする。

第2条 (事務局)

本会事務局の所在地は細則で定める。

目的と事業

第3条 (目的)

本会は中枢神経、頭頸部、脊椎に関する Interventional Radiology の進歩・発展に努めると同時に会員相互の連携と知識の交換および後継者の育成に貢献することを目的とする。本研究会は日本 IVR 学会と密接な関連を持つものとする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う

1. 学術集会、研修会など
2. 医師の育成に関する支援など
3. 内外の関連団体との連携、連絡など
4. その他の必要な事項

第3章 会員

第5条 (会員および入会)

会員は本会の目的に賛同するもので、正会員、顧問および賛助会員を持って構成する。

1. 正会員は、医師および研究者で、該当年度の会費を添えて本会事務局に申し込み、世話人会の了承を得たものとする。
2. 顧問は、本会の世話人会における推薦と承認を受けたものとする。ただし、本人の承諾を受けなければならない。
3. 賛助会員は本会の趣旨に賛同する法人および企業・任意団体で、世話人の推薦と世話人会の了承を得たものとする。

第6条（退会と除名）

1. 退会は自由とするが、事務局への届け出を要する。
2. 会員が次の事項に該当する場合は、世話人会の議を経て除名することができる。
 - 1) 本会の目的に反し、会員として適当でないもの

第4章 役員および世話人

第7条（役員）

1. 本会に次の役員をおく。
2. 世話人代表1名、世話人副代表2名、世話人若干名、監事2名、事務局幹事1名
3. 学術集会当番世話人1名

第8条（世話人代表）

1. 世話人代表は、世話人会において世話人の中から選出される。
2. 世話人代表は、本会を代表し、世話人会を招集し、その議長となり会務を総括する。

第9条（世話人副代表）

1. 世話人副代表は、世話人の中から世話人代表が指名する
2. 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、必要に応じて世話人代表の職務を代行する。

第10条（監事）

1. 監事は、世話人会において世話人の中から選出される。
2. 監事は、本会の会計および庶務を司る。

第11条（事務局幹事）

1. 事務局に事務局幹事をおく。
2. 事務局幹事は事務局事務を担当し、世話人会に出席する。

第12条（世話人）

1. 世話人は、世話人会の推薦をえて承認される。
2. 世話人は、本会の円滑な運営に当たる。

第13条（任期）

1. 役員の任期は2年とし、留任・再任を妨げない。ただし、当番世話人については別に定める。

第14条（学術集会当番世話人）

1. 学術集会当番世話人は、世話人会の承認を得て、世話人の中から選出される。
2. 学術集会当番世話人は、年1回の学術集会を主催する。

第5章 会議

第15条（世話人会）

1. 世話人会は学術集会時に開催するが、世話人代表は必要に応じて招集することができる。
2. 世話人代表は必要に応じて電子メールでの世話人会を開催できる。
3. 世話人会での議決に関しては、世話人の三分の二以上の出席を要する。
4. あらかじめ委任状を提出したものは出席と見なす。
5. 顧問は世話人会に出席し、意見を述べるができるが議決には参加しない。

第6章 資産および会計

第16条（会計）

1. 本会の資産は、参加費、事業収入、寄付金、およびその他の収入を持って充てる。
2. 本会の事業遂行に要する費用は、前項によって生ずる資産をもって支弁する。
3. 本会の収支決算は、事務局幹事が作成し、監事によって会計監査を受ける。
4. 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第7章 会則の変更および解散

第17条（会則の変更）

1. 本会の会則の変更は、世話人会において審議し、承認を得るものとする。
2. 本会の解散は世話人会において審議し、承認を得るものとする。
3. 本会則施行についての細則は世話人会の議決を経て別に定める。

第18条（会則の発効）

本会則は、2008年10月22日から実施する

細則

第1章 事務局

第1条 事務局を奈良県立医科大学放射線医学教室内に置く

第2条 事務局は以下のものを備えておかなければならない。

- 1) 会則
- 2) 会員名簿
- 3) 世話人会議事録
- 4) 収支に関わる帳簿，通帳および各種書類

第3章 細則の変更

第3条 本細則の変更は世話人会の議決を経て行う。

第4条 本会則は，2009年10月22日から実施する。

第5条 事務局を平成28年4月より久留米大学 放射線医学教室に移動する。